

○茂原市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

平成29年3月27日茂原市告示第21号

茂原市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に基づく一般介護予防事業として住民主体の介護予防活動を育成し、支援するため、地域で介護予防活動を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関し、茂原市補助金等交付規則（昭和60年茂原市規則第34条）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、地域で新たに介護予防活動を開始した団体であって、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に活動の拠点を置き、介護予防活動に取り組もうとする団体
- (2) 構成員が5人以上で、市内に居住するおおむね65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で構成されている団体
- (3) 地域の介護予防活動団体として、市民に情報提供することに同意し、新規に参加を希望する高齢者の受け入れが可能な団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付の対象としない。

- (1) 政治又は宗教に係る活動を行う団体
- (2) 営利を目的とする団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が関与している団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象団体が、地域の集会所等において、定期的に通いの場を提供する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市が推進する「もばら百歳体操」を取り入れた介護予防活動を実施すること。
- (2) 週1回以上1回当たり1時間程度活動し、3か月以上継続して介護予防活動を実施すること。
- (3) 毎回の活動について、参加者数等を記録し、管理すること。
- (4) 活動場所等の安全性及び緊急時の対応策を確保すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要な会場の使用料並びに「もばら百歳体操」を実施するために用いる椅子、おもり及びDVDプレーヤー又はCDプレーヤーの購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、年額10万円以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付の申請は、一の団体につき1回に限るものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。